



卒業、おめでとうございます。

この3月、里親会員宅で養育を受けていて小学校、中学校および高校を卒業する子どもたちはそれぞれ1名、2名、2名います。人生における区切りの一つを無事に迎えることに、当事者として子どもたちはもとより、そこに至るまで育ててこられた里親会員各位に対して、心から「おめでとうございます」と言わせていただきます。

なかでも、高校を卒業される子どもさんは原則的に措置解除となる18歳を迎える年であり、最近では大学や専門学校へ進んで措置延長を受ける子どもさんも増えてきてはいますが、その後の進路によっては里親宅を離れて自立することを求められる大きな節目の時でもあります。

そうしたことから、中央地区里親会では高校を卒業する子どもさんに祝い金として5万円を贈呈しています。該当する里親会員宅へ3月中に会計から送金させていただく予定です。また、高校を卒業しないけれど養育を受けていて、18歳の措置解除を迎える子どもさんに対しても、自立支援金として同額を贈呈することになってはいますが、今年はその該当者はいません。

もう少し多くの卒業祝い・自立支援金を贈りたい、また小学校と中学校を卒業する子どもたちにもお祝いが出来ればと考えますが、中央地区里親会の予算では現在の自立支援特別会計への積立金（平成25年度は15万円）を維持するので精一杯の状況です。今後の課題として会員みんなで知恵を出し合い、改善が出来ればと思います。



情報：子育て世帯臨時特例給付金について

今日お届けする月刊「里親だより」にも掲載されていますが、4月から消費税の税率が8%に上がることに伴って、所得が低い世帯に対して臨時福祉給付金が支給されることになっており、それと趣旨を同じくして、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金が支給されることになっています。その概要について紹介します。

支給対象者：平成26年1月1日の基準日において、平成26年1月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者（要するに今年の1月1日の時点で児童手当の対象となっている子を育てている保護者（里親を含む）です）。

対象児童：支給対象者のもとで、平成26年1月分の児童手当の対象となる児童。（基準日に生まれた児童も対象となる。また、基準日の時点で中学生である児童は、給付を申請し、支給される時に中学校を修了している場合でも対象となる。ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護を受けている者は除かれる）

給付額：対象となる児童一人につき一万円。ただし、支給は1回限りです。

支給手続き：原則として基準日（平成26年1月1日）に住んでいる市町村に対して支給対象者が申請することになっています。市町村から通知が来ることになっていますが、その時期は市町村によって異なるということです。児童手当を受けていながら通知が来ない場合は、市町村にお問い合わせ下さい。

今日お届けする資料

- 月刊「里親だより」第52号 公益財団法人 全国里親会
- 「里親だより」第99号 公益財団法人 全国里親会



会員からの投稿：「里親信条」の改訂についての提言 — 永江勝朗さん(倶知安町)

私が48歳で里親に登録されて、まず「里親とは何か」=行動指針を求めた時期があります。約40年前のことで、その結果たどりついたのが「ホワイトハウス宣言」でした。

(1) ホワイトハウス宣言

今から100年ほど前の1909年1月、アメリカの首都ワシントンのホワイトハウスに、アメリカ全土から男女200人の優秀な福祉ワーカーが招集され、「要救済児童事業」について2日間の討議が行われ、「アメリカの要救済児童養護の基本方針」が決定されたのです。これが世に「ホワイトハウス宣言」と言われるもので、以下の内容になっています。

- 家庭生活は文明のもたらした最も貴重なそして最も卓越した産物であり、児童は緊急かつやむを得ない理由による場合を除いて、それを児童から剥奪してはならない。
- 十分な理由があつて彼らを家庭から分離しなければならなかったり、家庭を持っていない児童については、それを実現しうる場合にいつでも家庭の中で養護されることが望ましい。
- 児童が正常な場合には、注意深く選択された里親家庭が用意される。その里親は、本来の家庭に代わる最良の代価物である。

「ホワイトハウス宣言」は以上を基本理念とし、更に次の二つの目的行動を挙げています。

- 1) 要救護児童に対処する活動の指導者たち(福祉ワーカー)の意見や経験を交換する機会を与えること。
- 2) 要救護児童の保護のための福祉ワーカーによる総合的なプランを勧告すること。

この結果は「要救護児童」や「非行児童」に対して、「施設による保護より家庭的養護を推進する運動」の強化をもたらした。また「養子斡旋機関」の発展だけでなく、「養子に向かないか、この制度(養子)を利用し得ない児童」に対しても、「施設以外の委託制度を活用する」ことに大いに貢献した。更に従来の「集合的施設」から「小舎制施設」の活用と移行が進められた。(「アメリカ社会福祉の歴史、救貧法から福祉国家へ」より引用 =古川攻順訳、川島書店版による、一部を永江が添削、補筆した)

(2) 私の提言

アメリカ、イギリス、カナダはもちろんヨーロッパ先進国において、要保護児童を「養護施設に措置する」のは、「よくよくの例外的な処置」とされていることは「あしながおじさん」、「赤毛のアン」などの小説や、ノンフィクション「ジョディ・傷つけられた子」などの文面に明らかです。これらの国では困難を排して、一般市民から里親希望者を募って組織し、教育し、里親委託を実現させてきたのです。

今日の日本の「要保護児童」への現状は、数字の公表をはばかるほど情けない、歴史の流れから遅れに遅れていることを認めないわけにいかないのです。年々増える「要保護児童」は、社会の近代化の所産であり、大人の至らなさの結果です。この国の官・学・民はこの現実にあえて目をつぶり、漫然と手をこまねいたまま年々歳々日を過ごして、それを誰も恥じていないことです。更に付け加えるなら、百年前にアメリカの『ホワイトハウス宣言』によって成された改革について、未だに予定も予測も立てていないことです。

全国里親会は会員がわずか数千人の組織ですし、現在の児童福祉施策の改革を実践出来るとは思いませんが、現状の認識はしていると思われます。ですから、『ホワイトハウス』宣言の指標を公知することはできる筈です。公知に必要なのは、「児童救済」への愛情と正義感(公憤)であり、これを行なう勇氣です。

「里親信条」の改訂について、我が里親会に求める私の提言は以上です。